3　1の規定にかかわらず、更新のための検査が既存の海上労働証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、新たな海上労働証書は、当該更新のための検査の完了の日から、既存の海上労働証書の有効期間の満了の日から五年以内の日までの期間効力を有する。

4　更新のための検査が既存の海上労働証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前までに完了する場合には、新たな海上労働証書は、当該更新のための検査の完了の日から五年以内の日までの期間効力を有する。

5　海上労働証書は、次の場合には、暫定的に発給することができる。

(a)　新船を回航する場合

(b)　船舶が旗国を変更する場合

(c)　船舶所有者が新たに船舶の運航について責任を引き受ける場合

6　暫定的な海上労働証書は、六箇月以内の期間について、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体が発給することができる。

7　暫定的な海上労働証書は、次のことを確認した後にのみ発給することができる。

(a)　(b)から(d)までに規定する事項の確認を考慮しつつ、合理的かつ実行可能な限り、船舶が付録A五―Ⅰに掲げる事項について検査を受けたこと。

(b)　船舶所有者が権限のある機関又は認定された団体に対し、船舶がこの条約を遵守するための適切な手続を有することを証明したこと。

(c)　船長がこの条約上の義務及び実施に係る責任に精通していること。

(d)　関連する情報が海上労働遵守措置認定書を作成するために権限のある機関又は認定された団体に提出されたこと。

8　正式な海上労働証書の発給を可能とするためには、暫定的な海上労働証書の有効期間が満了する前に、1の規定に基づく完全な検査が行われなければならない。6に規定する当初の六箇月の後に、更に暫定的な海上労働証書を発給することはできない。海上労働遵守措置認定書は、暫定的な海上労働証書の有効期間については、発給することを必要としない。

9　海上労働証書、暫定的な海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書は、付録A五―Ⅱに定めるひな形に対応する様式により作成する。

10　海上労働遵守措置認定書は、海上労働証書に添付する。海上労働遵守措置認定書は、次の二部から成る。

(a)　第Ⅰ部については、権限のある機関が次のとおり作成する。

(i)　1の規定に従って検査する事項の一覧表を明示する。

(ii)　関連する国内法規を引用し、及び必要な範囲内で国内的な要件の主な内容に関する簡潔な情報を提供することにより、この条約の関連する規定を具体化する国内的な要件を明示する。

(iii)　国内法令に基づく船舶の種類に特有の要件に言及する。

(iv)　第六条3の規定に基づいて採用する実質的に同等な規定を明記する。

(v)　第三章の規定に基づき権限のある機関が認める適用除外を明確に示す。

(b)　第Ⅱ部については、船舶所有者が作成するものとし、検査から次の検査までの間において国内的な要件の継続的な遵守を確保するためにとる措置及び不断に改善することを確保するために提案する措置を明示する。

11　権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体は、第Ⅱ部を確認し、海上労働遵守措置認定書を発給する。

12　関係する船舶について行った全ての検査その他の確認の結果及びこの確認において認められた重大な不備については、当該不備を是正したことが認められた日とともに記録する。この記録は、英語でない場合には英語による訳文を付して、国内法令に従い、海上労働遵守措置認定書に記載し、若しくは添付するものとし、又は他の方法により船員、旗国の検査員、寄港国の権限のある職員並びに船舶所有者及び船員の代表者が利用することができるようにする。

12　最新の有効な海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書は、英語でない場合には英語による訳文を付して船舶内に備え、及びそれらの写しは、船員が利用することができるように船舶内の目につきやすい場所に掲示する。当該写しは、国内法令に従い、要請により、船員、旗国の検査員、寄港国の権限のある職員並びに船舶所有者及び船員の代表者が利用することができるようにする。

13　11及び12に規定する英語による訳文に係る要請については、国際航行に従事しない船舶の場合には、適用しない。

14　1又は5の規定に基づいて発給された海上労働証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

(a)　2の規定により要求される期間内に関連する検査が完了しない場合

(b)　当該海上労働証書が2の規定に従って裏書されない場合

(c)　船舶がその旗国を変更する場合

(d)　船舶所有者が船舶の運航について責任を負わなくなる場合

(e)　第三章に規定する構造又は設備を実質的に変更する場合

15　14(c)から(e)までに規定する場合において、新たな海上労働証書は、船舶がこの基準に規定する要件を遵守していると当該新たな海上労働証書を発給する権限のある機関又は認定された団体が認めたときにのみ発給される。

16　船舶がこの条約上の義務を遵守せず、かつ、要求された是正措置をとっていないという証拠がある場合には、当該船舶に対する海上労働証書は、権限のある機関又は旗国により正当に権限を与えられた認定された団体によって取り消される。

17　権限のある機関又は認定された団体は、16の規定に従い海上労働証書を取り消すべきか否かを検討する場合には、不備の重大性又は頻度を考慮する。

B
3
5.1.指針　海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書

1　海上労働遵守措置認定書の第Ⅰ部における国内的な要件の記述には、付録A五―Ⅰに掲げる各事項に係る船員の労働条件及び生活条件に関する国内法令の規定の引用を含め、又は添付すべきである。国内法令がこの条約上の義務に係る規定を正確に踏襲している場合には、当該国内法令の引用により、必要なことを全て記述したこととなることがある。この条約の一の規定を第六条3の規定に基づく実質的に同等な規定によって実施する場合には、当該一の規定を明示し、及び簡潔な説明を記載すべきである。第三章に定めるところにより権限のある機関が適用除外を認める場合には、関係する特定の規定を明示すべきである。

2　船舶所有者が海上労働遵守措置認定書の第Ⅱ部に記載する措置については、特に、特定の国内的な要件の継続的な遵守を確認する機会、その確認について責任を負う者、作成すべき記録及び遵守されていないことが認められた場合にとる手続を明示すべきである。第Ⅱ部は、複数の様式により作成することができる。第Ⅱ部の作成については、海事分野の他の側面に関する政策及び手続を対象とする他の一層包括的な文書（例えば、国際安全管理（ＩＳＭ）コードによって要求される文書又は船舶の履歴記録に関するＳＯＬＡＳ条約第十一―一章第五規則によって要求される情報）を参照することができる。

3　継続的な遵守を確保するための措置には、船舶所有者及び船長が、船員の労働に固有の危険を考慮に入れて作業場の設計に関する最新の技術の進歩及び科学的な調査結果を常に把握し、並びに船員の代表者にこれらに関する情報を提供することにより、船舶における船員の労働条件及び生活条件の保護の水準の改善を保障するという一般的かつ国際的な要請を含めるべきである。

4　海上労働遵守措置認定書は、特に、関係する全ての者（旗国の検査員、寄港国の権限のある職員、船員等）が適切に要件が実施されていることを確認することに資するよう明確な用語で作成すべきである。